

【参考】令和４年度決算における入湯税及び引上げ分の地方消費税交付金充当事業一覧

■入湯税

入湯税は地方税法第701条の規定により以下のような費用に充てるものとされています。

- ・環境衛生施設の整備
- ・観光施設の整備
- ・鉱泉源の保護管理施設の整備
- ・観光振興
- ・消防施設等の整備

〈令和４年度 入湯税の使途状況〉

区 分	事 業 名	事 業 費	当 該 事 業 の 財 源 内 訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源等	
						入湯税	その他
観光施設の整備	観光情報センター管理費	21,628	-	-	53	9,412	12,163
観光振興	鳴門市うずしお観光協会補助金	18,000	-	-	-	9,000	9,000
合 計		39,628	-	-	53	18,412	21,163

※「令和３年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（令和３年１月２０日総務省事務連絡）により、入湯税の趣旨を踏まえ、「入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その使途を明確にすること」とあることから、使途を明示するものです。

■引上げ分の地方消費税交付金

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる「社会保障４経費」、「その他社会保障施策に要する経費」については、次のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	703,791 千円
（歳出）	社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	9,725,858 千円

〈令和４年度 引上げ分の地方消費税交付金の使途状況〉（単位：千円）

事 業 名		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一般財源	うち引上げ 分の地方消 費税交付金
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	障がい者福祉事業	1,933,725	1,500,652			433,073	703,791
	高齢者福祉事業	62,008	85		11,175	50,748	
	児童福祉事業（母子父子福祉事業含む）	3,105,234	2,031,322		168,270	905,642	
	生活保護扶助事業	1,302,865	994,320			308,545	
	小 計	6,403,832	4,526,379	-	179,445	1,698,008	
社会保険	国民健康保険事業	627,936	300,859			327,077	
	後期高齢者医療事業	1,142,166	183,519			958,647	
	介護保険事業	1,026,415	78,361			948,054	
	小 計	2,796,517	562,739	-	-	2,233,778	
保健衛生	救急医療対策事業	32,841				32,841	
	予防接種事業	376,909	250,985		5,974	119,950	
	母子保健事業	90,155	23,886			66,269	
	健康増進事業	25,604	1,004		271	24,329	
	小 計	525,509	275,875	-	6,245	243,389	
合 計		9,725,858	5,364,993	-	185,690	4,175,175	703,791

※「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成２６年１月２４日総務省通知）により、消費税率の引上げにより増加した地方消費税交付金の充当について、使途を明示したものです。